

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○堤泰之君 自由民主党所属・熊本市第一選挙区選出・堤泰之、計4回目の一般質問となります。

8月の水害によって亡くなられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

藤崎宮の秋の例大祭が行われて、随分と涼しくなってきたように思います。ちょうど先日の週末に父と母の実家の墓参りに行ってまいりました。私も、昨年暮れに祖母が亡くなり、家族との集まりのたびに寂しさを感じます。家族とともに生きてきた日本人として生まれて、この秋の彼岸のときに、今の豊かな日本をつくってくれた御先祖様たちと先達たちに感謝をしながら、本日は6項目の質問をさせていただきます。

最初に、子ども食堂とフードバンクの活動について質問いたします。

熊本県内には、現在、約200か所の子ども食堂、地域食堂があります。そこでは、家庭の事情で十分な食事が取れない子供や独り親家庭の子供たちに、温かく栄養のある食事を提供しています。また、一人で食事をする子供が、仲間と一緒に食卓を囲むことで、心の健康を育み、食事の楽しさを感じられる食の支援を行っています。

さらに、子ども食堂は、学校でも家庭でもない第三の居場所として、子供たちが安心して過ごせる場所を提供しています。宿題を見てもらったり、遊んだりしながら、自由な時間を過ごせる場所でもあり、虐待や貧困など家庭内の困難を地域で早期に気づき、支援につなげるという地域のつながりを増す役割を果たしています。地域によっては、社会福祉協議会などが積極的に運営に関わり、孤立を減らし、地域のつながりを強化する取組になっています。

私の妻も、熊本市東区で、月に2回ほど、ボランティアの方々と一緒に、学校給食のない日に子ども食堂を開いています。働く親にとっては、子供の食事準備のサポートになり、精神的、また経済的な支えにもなっていると思います。また、コロナ禍で子供の外遊びが減った中では、学年を超えた交流や学校以外での経験を積む場所として、非認知能力を育む貴重な機会にもなっていると思います。

一方で、現実としては母子世帯が10%を超え、その相対的貧困率は40%を超えています。私は、不動産業や子ども食堂の活動を通じ、生活保護の一手手前で苦しみながらも、子供にだけは貧困の連鎖を経験させたくはないという親の思いを痛感してまいりました。

また、2000年代から広がったフードバンクも、近年重要な役割を果たしています。これは、流通や販売の都合で廃棄されそうな日用品や食品をフードドライブ等で回収し、必要な人や団体に無償で提供する取組です。熊本にも複数の団体があります。これは、食品ロス削減と貧困対策の両立につながり、子ども食堂への食材提供や学生への支援などにも活用されています。

全国的には、認定NPO法人むすびえが、民間から寄附を集め、子ども食堂の支援を展開しています。政府は、こどもの未来応援国民運動として、子ども食堂などを運営する団体と支援を希望する企業

とのマッチングを推進しており、熊本市でも、こどもの未来応援基金を立ち上げ、運営の助成金を出し、寄附を募って熊本市こども食堂応援プロジェクトを展開しています。

さらに、一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク等が、県内全体を支える中間支援組織として、広報や研修、助成、保険加入支援などを行っています。こうしたNPOや団体の協力により、地域の子供の食や居場所づくりが広がっております。

しかし、県内各市町村によって、その状況や取組は大きく異なり、物価高騰対策を含め、県からの支援や助言は必要不可欠です。

熊本県では、平成25年にくまもと家庭教育支援条例を制定し、家庭教育を社会全体で支える姿勢を示しています。条例では、家庭は教育の原点であり、行政や地域、学校などが協力して家庭を支えるべきだと明記されています

子ども食堂やフードバンクは、まさに子供の心身の健康や家庭教育を支え、孤立を防ぐ取組です。

そこで、知事にお伺いします。

県として、子ども食堂とフードバンクの活動をどのように捉えているのでしょうか。また、子ども食堂やフードバンクには、セーフティーネットや子供の居場所づくりという大変重要な機能がありますので、県として、市町村とも連携し、こういった支援をしていくのかお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 堤議員からの御質問にお答え申し上げます。

子供が心身ともに健やかに成長していくためには、家庭において食卓を囲み、家族との日々の語らいを通して、食生活習慣を形成していくことが望ましく、あるべき姿と考えます。ですので、あくまでも基本は家庭であると考えております。

一方で、家庭環境やライフスタイルの多様化によって、家族での団らんの時間を過ごすことや定期的にバランスのよい食事を取ることが難しい傾向にあります。とりわけ、独り親世帯や経済的に困難な状況にある御家庭などの子供さんたちは、昨今の食品価格の上昇の影響を受けていると認識しております。

こうした中で、子ども食堂は、地域において子供が安心して過ごすことができる居場所として、また、一人で食事を取る孤食や経済的要因からバランスのよい食事が取れていない子供たちへの取組、言うならば、子供たちのためのセーフティーネットとして、その意義が高まっていると認識しております。

また、居場所があることで、子供たちは心の安定や地域とのつながりを感じ、また、多くの人たちの目が子供たちに向けられることで、健やかな成長の見守りにもつながります。

その見守りによって、支援が必要な御家庭や問題を抱えている子供たちに早期に気づき、福祉や教育などの具体的な支援につながる事例も出てきております。

県としても、市町村と連携し、子ども食堂や子ども食堂を通じた見守りなど、子供たちのためのセーフティーネットの取組を進めていく必要があると考えております。

次に、フードバンクについてですが、食品ロスの削減と食品提供を必要とする子ども食堂等への支援を両立する持続可能な社会づくりに欠かせない取組として、大きな役割を担っていると思っております。

県内では、フードバンク活動団体による協議会も最近設立され、今後、団体間の相互支援や食品提供企業などとのネットワークづくりも期待されるところでございます。

このように、子ども食堂やフードバンクの活動は、地域に根差した取組として着実に浸透していると感じております。

そのような中、県では、それらの活動の社会的な意義に対する理解を県内全域に広げ、地域全体で活動を支えていくための啓発に取り組んでおります。

また、企業への食品提供の呼びかけや子ども食堂とフードバンクなどをつなぐコーディネーターの配置、また、コーディネーターの活動を通じた安定的に子ども食堂の運営に取り組める環境づくりに、引き続き取り組んでまいります。

さらに、市町村と子ども食堂や企業などの関係団体との連携を支援し、地域全体で子供や家庭を見守る体制を強化してまいります。

こどもまんなか熊本の実現に向け、誰一人取り残さないという強い決意の下、全ての子供、若者が幸せに暮らし、成長できるよう取り組んでまいります。

以上です。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 日本人は、昔から、親、子、孫らが共に暮らす家庭を中心に、人として大切なことを学び、社会文化を築いてきました。しかし、時代とともに多様な価値観や生き方が広がり、近年は、大人だけではなく、子供の貧困と孤立が社会問題となっています。そんな中で、子ども食堂の急速な広がり、時代の要請だと感じています。

また、フードバンクについても、家庭の経済格差が広がる一方で、大量消費社会が定着し、日々変化する市場ニーズに合わない物が捨てられる今の日本において、必要な存在となっています。

しかし、子ども食堂についても、フードバンクについても、その基盤は決して強いものではなく、ほとんどが主催者一個人の情熱と経済に負うところが大きいのが実情です。

先日、最初の子ども食堂と言われている「気まぐれ八百屋だんだん」の近藤博子さんが、子ども食堂の活動から一線を引くというSNSでの発信が報道されました。本来、子供の貧困は、国や自治体の本気で取り組まなければ解決しないという判断からでした。

誰しも年を取ります。個人の努力には限界があります。人生順調なときもあれば、自分や家族に大変な状況というものは必ず生まれます。子ども食堂も誰かが継続できなくなることは珍しいことではありません。時には、その思いに動かされた人間が地域から再び立ち上がることもあるでしょう。しかし、根本的な解決には、いずれ行政の力でそれを解決する仕組みをつくる必要があります。

6月定例県議会での南部議員の県の歴史教育の在り方の質問に対し、教育長が小学生用道徳教育用郷

土資料「熊本の心」を紹介されました。私にも小学校4年生の子供がいますが、熊本市では独自の教材が使われていますので、早速「熊本の心」を取り寄せて拝読させていただきました。

その中で、江戸末期に熊本市横手に生まれ、民生委員の父と呼ばれた林市蔵氏の幼少期の話が載っていました。

林氏は、幼いときに父を亡くし、林の雑巾と呼ばれる極貧の中で勉学に励み、五高、帝大を出て内務省に入省し、後に大阪府知事となった人物です。熊本城の御幸坂の入り口には銅像が建てられています。

林市蔵氏が大阪府知事時代、明治の米騒動が起きました。米の値段が3倍、4倍となり、大阪でも治安が悪化し、米の廉売制度を設けましたが、転売目的の買占めや政府の廉売米さえも買えない家庭が発生し、中には、小学校を退学して、新聞売りをして家計を支える子供たちもいたということです。

林知事は、その姿に心を痛み、家庭を救うためには、地域の実情を知る方々が各家庭の実情を知り伝える必要があると悟り、後の民生委員制度の基盤である方面委員制度を築かれました。

現代には、孤立した子供たちの食と居場所を確保するシステムが必要だと考えます。

本日は、知事のこどものまんなか熊本実現への強い決意を聞くことができ、励まされた方も多いと思います。いつか子供の孤立と貧困がない日本が来ることを強く望むとともに、その途上である今、県と市町村それぞれの団体が連携して、全ての子供、若者が幸せに生きる熊本の実現を願います。

次に、熊本県育英資金とくま活サポートの運用状況について質問させていただきます。

2025年4月から、高校の就学支援制度で公立高校の所得制限が完全に撤廃されました。これにより、全ての世帯が対象となり、公立高校の授業料は実質的に無償となりました。私立高校についても、所得にかかわらず、公立高校の授業料と同額までは支援が受けられるようになっております。

このように高校授業料が実質無償化された一方で、令和6年度の県育英資金の貸与実績を見ると、大学生8名、高校生1,174名、専修学校生29名に貸与され、その総額は3億4,793万円でした。

また、県教育委員会が昨年1月に行ったアンケートでは、返済を滞納している人のうち、貸与された資金を実際に生活費に充てていたと答えた人が4割に上っています。育英資金の返済者は、申込時に15歳から18歳の高校生であり、本来は学費に充てるべき資金が家庭の生活費に回り、結果的にそれを子供が将来返済するという貧困の連鎖が及ぶことは避けなければなりません。

昨年の教育長答弁では、貸与時の生徒本人の意思確認を丁寧に行うことが必要とされましたが、その後どのような対策が取られてきたのでしょうか。

令和6年度末の決算では、育英資金の貸与残高は約46億7,880万円に上っています。本来の貸与対象である高校生の授業料は無償化されているため、今後は需要が減少すると考えられます。この奨学金制度と資金を今後どのように運営していくのか、教育長に伺います。

次に、続けて、熊本県の奨学金返還支援制度、くま活サポートについて伺います。

現在、県内の企業は、少子化と人材需要の高まりで、職種を問わず人材確保に非常に苦労しています。優良企業であっても、大卒、専門卒、高卒を問わず、新規採用がとても厳しい状況です。

この課題に対応するため、県は、くま活サポートにより地元企業と連携し、若者の奨学金返済やUターン就職を支援しています。応募企業数は増加傾向にありますが、実際に制度を利用して登録企業に就職し、昨年度に支援した人は45名にとどまり、目標としていた110件の支援の41%にしか達しませんでした。制度開始から4年連続で、達成率は50パーセントを下回っております。

一方、ほかの自治体を見ると、例えば福岡市では、ふくおか奨学金返還サポートとして、学歴を問わず正社員を採用した市内の中小企業に対し、1社につき最大50万円を奨学金返済支援に充てています。これにより、社員の定着や人材流出の防止を図っています。

昨年の質問に対し、商工労働部長からは、半導体、自動車関係など、本県の強みとなる産業に関連する企業を中心に登録を働きかけるとの答弁があり、企業数は、昨年度105社から今年度115社に増加しました。しかし、就職者数の増加にはつながっていません。これは、企業と学生のニーズが制度と合っていない、いわゆるミスマッチが原因だと考えます。今後は、他県の事例を参考にしながら、対象条件の拡大を検討すべきだと思います。

近隣自治体が人材確保の支援を拡大する中で、本県は、今後どのように戦略を描いていくのか、商工労働部長に伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 育英資金の現状とこれからの運用についてお答えします。

育英資金は、経済的理由により就学困難な生徒等に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図ることを目的とした奨学金制度です。

しかしながら、議員御指摘のとおり、昨年1月に実施したアンケート調査結果によると、貸与された育英資金を生活費に充てたという実態も多く確認されたところです。

そのため、県教育委員会では、借主である生徒本人及び連帯保証人である保護者等に、育英資金の本来の目的や将来返還義務を負うことをしっかりと認識していただくことが重要だと考えており、これまで、育英資金の貸与を受ける際に、その目的等を理解してもらうよう努めてきたところです。

それに加え、本年4月からは、誓約書の裏面に、将来発生する月々の返済額や返済期間を確認することができる欄を設け、生徒本人が返還義務を負うことをしっかり意識できるよう改善を図っています。

また、県教育委員会ホームページにも、生徒本人に将来の返還義務が伴うことについて、その趣旨等を追記し、繰り返し周知しています。

育英資金については、少子化の進展に伴い対象者数が減少する一方で、高校の授業料無償化をはじめとする教育費の負担軽減の制度も拡充されており、今後は、その需要が減少していくものと考えています。

県教育委員会としましては、育英資金を通じて、生徒等の教育機会均等を図り、将来社会に貢献し得る人材を育成できるよう、引き続き、育英資金貸与基金の適正な運用に努めてまいります。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 熊本県奨学金返還等支援制度、くま活サポートについてお答えします。

本制度は、県内企業の将来の中核を担う人材の確保や若者の県内就職定着を目的に、県内企業と協力しながら、奨学金返還等を支援するものでございます。

これまで、本制度を活用した就職者数は、支援を開始した令和2年度から令和6年度までの5年間で208人に上っています。

また、本制度を活用して奨学金返還を支援している企業に対し、昨年度末に実施したアンケートでは、本制度への登録によって採用活動に効果があったと感じるとの回答が9割を占め、本制度に登録していることが入社を決め手になったという学生や社員が多いですとか、入って間もない社員にとっては、こうした制度による支援があることが魅力との声をいただいております、一定の成果が得られているものと考えています。

ただし、議員御指摘のとおり、本制度に登録する企業や学生は増加傾向にあるものの、就職者数は当初の想定には届いておりません。

本県には、学生が就職したいと思う魅力的な企業が登録企業以外にも数多くありますので、そういった企業に登録を促すことが必要と考えております。

そこで、本県産業の強みである半導体、自動車、ライフサイエンス関連産業の企業に対して、昨年度は約450社に文書での登録を促しました。

その結果、大手半導体関連企業を含め複数の企業から、本制度への登録方法等に関する問合せや実際の登録につながっております。

また、今年度は、さらなる効果を求めて、採用実績の高い地場企業を中心に50社以上を目標として、経営層に直接働きかけを行ってまいります。

さらに、本制度の対象となる学生等に対しては、SNS広告や就職関連イベントの場において、登録企業の情報を積極的に周知することで、当該企業への関心を高め、就職者数の増加につなげてまいります。

本制度については、支援開始から5年を経て、県内企業への就職の実績が出てきており、その成果や課題も見えてきたところです。

議員御質問の支援対象者の範囲については、県が、県内企業の将来の中核を担うことが期待される若者をターゲットとして設定した上で、県内企業に実施したアンケート結果を踏まえながら、まずは、大学卒業者や大学院修了者としたところでございます。

本制度の運用に当たっては、支援対象者の範囲も含めて、成果や課題をしっかりと検証し、県内企業の皆様と対話しながら、人材確保に向けて、必要な見直しにつきましてはちゅうちょなく取り組んでまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 県教育委員会におかれましては、昨年のアンケートの結果を受けて、早速、生徒本人や連帯保証人である保護者に対し、制度の趣旨と生徒本人に返済義務が生じることを理解する新たな取組を始められたということで、まずは一歩前進だと感じています。

生徒たちには、奨学金の返済の大変さを自覚してもらうとともに、お金についての教育がもっと必要だと思っています。将来、子供たちが奨学金の返済によって結婚や出産を諦めることが決して起こらないように、県教育界全体を挙げて今後も配慮をお願いいたします。

育英資金の原資は、旧日本育英会が実施していた高校、専修学校向け奨学金事業が都道府県に移管されたものであり、その際、全国合わせて計2,000億円余りが文科省より交付されています。

今後は、育英資金の高校向け貸与の需要が減少するという見通しを示されましたが、現在は、子供たちの教育ニーズが多様化し、通信制やフリースクールでの学び、海外への留学を希望する子供たちが増えるなど、多様化しております。

せっかく国からいただいた資金です。時代の変化に合わせ、子供たちの成長とステップアップに資する制度改良がなされることを期待しています。

次に、くま活サポートについてですが、まずは、しっかり県内の企業の声聞いていただきたいと思います。多くの企業で採用難が会社の廃業につながりかねないような状況です。事業所の閉鎖と県内採用数の低下という負のスパイラルが加速するのを心配しています。

今後は、支援対象者の範囲の検討とともに、Uターン、Iターン向けの支援制度の充実を考えていただければと思います。

次に、熊本県のいじめ対策について質問させていただきます。

文部科学省の調査によると、令和5年度に全国の小中高校などで認知されたいじめは、73万2,568件に上り、過去最多となりました。そのうち、身体的被害や長期欠席につながる重大事態は1,306件と、こちらも過去最多を更新しています。近年は、インターネット上でのいじめや犯罪に発展する事例も増え、学校だけでは対応が難しいケースが増加しています。

こうした状況を受け、国は、令和6年度補正予算で、いじめ対策マイスター制度のモデル事業を開始しました。この制度では、警察OB、保護司、NPO、大学教授、校長OBなど多職種の専門チームが、教育委員会を通じて個別のいじめ事案に対応します。加害生徒への指導、支援や重大事態調査後の学校体制づくりなどを支援し、学校からの相談に応じて、いじめ対策マイスターが派遣される仕組みです。現在は、全国20か所の教育委員会でモデル事業が続けられています。

熊本県教育委員会でも、学校安全・安心推進課を設置し、いじめや不登校をはじめとした生徒指導上の諸課題の未然防止及び解消のために、弁護士を活用したスクールローヤー活用事業をはじめ、警察官OBを学校支援アドバイザーとして、校長OBを学校問題解決支援コーディネーターとして配置するなど、生徒指導支援事業を展開されていらっしゃいます。

しかし、現場の先生方の負担は依然として大きく、また、何よりも重大事態となって心身に深い傷を負う生徒を決して生んではなりません。熊本にも協力を惜しまない専門家は多くいらっしゃいます。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

学校安全・安心推進課が、これまでいじめ問題に取り組んできた成果と課題は何か、今後、いじめ問題に取り組んできたことをどのように強化、バージョンアップしていくのか、今後のいじめ対策の方向

性について、お考えをお聞かせください。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 県教育委員会では、平成31年4月、学校安全・安心推進課を設置し、いじめ問題への対応や不登校児童生徒の支援などに効果的に対応できるよう、組織体制の強化を図ってまいりました。

具体的には、学校での対応が難しい事案が発生した場合、学校安全・安心推進課の指導主事が直接学校に出向き、学校と連携しながら初期対応に当たるとともに、スクールローヤーにも法律的な助言をいただくことで、様々な問題の重篤化を未然に防ぎ、早期解決につなげています。

また、児童生徒の生命等に係る緊急時には、大学教授、弁護士、精神科医等の専門家による学校支援チームを派遣したり、いじめ重大事態が発生した場合には、速やかに第三者委員会を設置して対応しているところです。

このように、外部専門家の力は、児童生徒の安全確保に貢献していると考えています。

しかしながら、議員御指摘のとおり、教職員のいじめ対応に対する負担は依然として大きいと認識しております。

このような状況を踏まえ、現在の学校安全・安心推進課のシステムを利用しながら、外部専門家の力をさらに活用し、迅速かつ適切な支援体制の強化と相談体制の充実を図ってまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 県のこれまでのいじめ対策の取組をお話いただきました。

答弁で、県は外部専門家の力をさらに取り入れるとの方針を示されましたが、非常に大切なことだと思います。文部科学省の見解としても、いじめ対策には複雑な要因による深刻なケースがあるため、法律、精神保健、心理学の専門家等の知識が必要で、いじめは学校だけでは解決できない、多様な専門家の理解と協力を得ることが必要であると示されています。

昨年11月から12月に実施された熊本県公立学校「心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」の結果において、学校が楽しいと回答した生徒が9割前後いた一方で、いじめはどんなことがあってもいけないことだとは思わないという生徒が17%ほどおり、まだまだ学校にいじめを許さないという文化が100%定着していないことがうかがえます。

そもそも、いじめや人間関係のトラブルは、人が成長する過程において発生すること自体は当たり前のことで、重要なのは、いじめを発生させないことよりも深刻化させないことです。その上で、いじめの発生を機会に、いじめ行動の禁止にとどまらず、加害者、被害者双方が、多様な立場や考え方を持つ人間がおり、それぞれが社会で尊重されるべきだという考え方を持つ手助けをしていかなければなりません。

大切なのは、学校に他者を尊重しようという文化が育ち、深刻ないじめが発生する前に、その兆候を学校内外で共有できる状況だと考えます。その基盤となるのは、互いの信頼関係の構築です。外部人材の力を取り入れながら、学校における他者理解と信頼関係の構築が強化されていくことを強く望んでお

ります。

次に、都市計画区域マスタープランと都市計画区域区分の見直しについてお尋ねいたします。

今年度は、いよいよこのマスタープランの見直しが行われる年となっており、それに合わせて、熊本都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分の見直しも進められていると認識しています。

昨年9月に私がこの件について質問した際、執行部から、現在の熊本都市計画区域の人口は、国の推計を大きく上回っており、より現実に応じた人口予測を基に、将来の適切な市街地の規模を確保していく必要があると答弁がありました。

また、都市計画の方向性としては、既に交通渋滞の深刻化といった影響が出ていること、さらに自然災害の頻発、激甚化に対応する必要があることが指摘され、都市防災の強化、半導体関連企業の集積への対応、持続可能なまちづくりの3つの見直しの方向性が示されました。

本年7月8日には、見直しに関する第3回目、そして最終となる検討委員会が開かれたと聞いています。その場では、防災における官民の連携や子供や障害のある方々の安全への配慮といった、非常に活発な意見交換が行われたとのことでした。

今後は、10月に住民説明会、11月には公聴会の開催が予想されており、これらを経て、新しいマスタープランが正式に決定されることとなります。

先日、住民に配布された案内文書に、区域マスタープラン及び区域区分の原案の概要が示されました。その中で、都市計画の目標として、誰もが安心して暮らせる持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくりが定められ、先端産業と環境が調和し、未来を共に創るイノベーション創造都市を目指すことが明記されました。

そこで、お尋ねいたします。

今回の区域マスタープランの見直しにおいて示された3つの方向性について、特に配慮したポイントはどこになるのでしょうか。また、区域区分については、どのような考え方に基づいて見直しが行われたのでしょうか、土木部長にお伺いいたします。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 都市計画区域マスタープランは、都市の将来像とその実現に向けた整備、開発、保全に関して、県が広域的視点から定める基本方針であり、県内17の都市計画区域で策定しています。

この区域マスタープランは、市町が策定します都市計画マスタープランに反映され、土地利用や道路、下水道などの都市施設、土地区画整理事業等を通じて計画的なまちづくりが進められていきます。

熊本都市計画区域においては、熊本地震やTSMC進出など、社会情勢の大きな変化を背景に、人口の動向や深刻化する交通渋滞といった課題も踏まえ、議員御紹介のとおり、3つの方向性を柱に見直しの原案を作成しました。

まず、見直しにおいて特に配慮したポイントについてお答えします。

1つ目が、災害に強い都市づくりです。

近年、自然災害が激甚化、頻発化している状況を踏まえ、避難所や防災公園の整備、避難体制の充実、災害リスクの低い地域への居住誘導など、多角的な取組を盛り込んだ都市防災の方針を新たに定めています。

2つ目が、産業振興と土地利用の調和です。

半導体関連企業の集積に対応しつつ、無秩序な開発を抑制し、地域の産業基盤である農畜産業にも配慮したバランスの取れた土地利用を誘導する方針を定めています。

特に、セミコンテックパーク周辺においては、道路などの都市基盤の整備と併せて、住環境の充実に取り組むことを明記しています。

3つ目が、人と環境に優しい都市づくりです。

都市部における慢性的な交通渋滞を踏まえ、交通結節点の機能強化等を図ることで、公共交通への転換を促す方針を定めるほか、道路や駅前広場などの官民の公共空間を歩きやすく滞在しやすい人中心の空間へ転換する方針も明記しています。

これらの取組により、CO₂排出量の削減など、環境負荷の低減にもつなげたいと考えています。

次に、区域区分の見直しの考え方についてお答えします。

熊本都市計画区域では、主に北東部や南部の市街化調整区域において宅地開発が進んでおり、また、TSMCなどの進出を受け、周辺地域では将来的な人口増加や産業活動の拡大が見込まれています。

今回の見直しでは、既に市街化している地区や市街地整備が確実に見込まれる地区を一体的に市街化区域に編入するとともに、土砂災害特別警戒区域など災害リスクが高い地区につきましては、防災上の観点から計画的に除外する方針としています。

このように、地域の特性や市街化の進展状況を踏まえ、市街化区域の規模を適切に定めてまいります。

都市計画区域マスタープラン及び区域区分につきましては、今後、住民説明会や公聴会を通じて幅広く御意見を伺うとともに、国との協議を経て、年度内の都市計画決定を予定しています。

今後とも、熊本都市計画区域の健全な発展と秩序ある整備が図られるよう、関係市町と連携し、将来を見据えた持続可能な都市づくりを着実に推進してまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 前回、熊本都市計画区域マスタープランが改定された2015年より、この10年、熊本地震や新型コロナウイルス感染症の発生、また、異常な夏の暑さと頻発する気象災害など、10年前には想像できなかった数多くの災害が熊本を襲いました。国においても国土強靱化緊急対策が実施され、地方に求められる都市計画の在り方も変わりました。

さらに、熊本においては、国策である国内半導体産業基盤強化のため、JASMI工場が誘致され、正式表明から3年という短期間で第1工場が稼働しました。

今回の見直しにおいて、災害に強い都市づくりとして、避難所や防災公園の整備、災害リスクの低い

区域への居住誘導など新たな施策が示されています。

また、熊本都市圏への人口集中や半導体産業の進出による工場用地や住宅地需要の増加により、集落内開発制度指定区域への住宅の建設や地区計画が実施され、市街地が拡大し、交通の流れも変化しており、その現状を踏まえ、未来を見据えた土地利用がマスタープランとして区域区分の見直しにも反映されたと感じました。

そして、人と環境に優しい都市づくりとして、改めて、公共交通への転換と人中心の空間の創出、CO₂排出量の削減がうたわれています。

今後は、住民説明会や公聴会により幅広い意見を募り、今年度末を目標に都市計画決定がなされると思います。そして、この都市計画区域マスタープランをベースに、地域の災害対策やまちづくりが進んでいくことになります。

今回の改定に伴う様々な施策には、相応な予算が必要となってまいります。県におかれては、木村知事の強い国とのパイプを最大限生かしていただき、また、将来期待されるJASMI工場をはじめとした新しい産業からの税収をしっかりと見定めていただきながら、スピーディーで大胆な都市づくりを推し進めていただきたいと思っております。

他県では、なかなかこのような夢のある都市計画マスタープランをつくれる地域は少ないと思います。恵まれた自然の恵みと熊本の先人たちのこれまでの努力に感謝し、県民が幸せに生きる熊本の未来をつくっていただきたいと思います。

次に、災害時の生活用水の確保について質問いたします。

熊本県がまとめた災害関連死の調査では、避難生活における心身の負担が肺炎や血栓症などを引き起こし、特に高齢者を中心に災害関連死につながるケースが多いことが示されています。

この背景には、水が不足することで、トイレや入浴、手洗いが困難となり、感染症や衛生面でのリスクが高まるとともに、人々が疲弊、疲れがたまっていくと、そういうことが指摘されております。

実際に、東日本大震災では約3週間、熊本地震で1週間、能登半島地震では約5か月間と、断水の復旧には長期を要しました。

そのため、備蓄だけではなく、井戸水や湧水といった代替水源の活用が重要で、国も、本年3月に、災害時地下水利用ガイドラインを策定しました。しかし、災害用井戸を整備している県内の市町村は32%、湧水活用を想定している市町村は約8.5%にとどまっているのが現状です。

生活用水の確保については、防災井戸の設置のほか、貯水施設の整備や雨水を貯水、純水化する機器の設置等、様々な方法があると思われます。避難所だけではなく、家庭の断水を見据え、生活用水の確保を推進すべきではないでしょうか。

そこで質問いたします。

県では、これまでも、災害時における生活用水の確保のため、県内各市町村に対し、防災井戸の普及を支援してきたと思いますが、防災井戸の整備状況はどのようになっているのでしょうか。また、国の災害時地下水利用ガイドラインの策定を踏まえ、今後、県として、防災井戸の普及に向けて、各市町村の

取組をどのように支援していくのか、環境生活部長に伺います。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) 1点目の防災井戸の整備状況についてお答えします。

県内市町村では、熊本地震の経験を踏まえ、指定避難所の機能強化策の一つとして、防災井戸の整備などが進められてきました。

昨年度、防災井戸の整備状況について調査したところ、市町村が整備した井戸は、14市町村で67本、民間が整備した井戸は、8市町村で37本となっています。

また、県では、平成29年度から、一定規模の地下水の採取者に対し、災害時の井戸水の提供について意向を確認し、協力可能な井戸の情報を市町村に提供する取組を行っています。これまでに、7市町村の127本について、市町村と採取者間で井戸水の提供に関する協定が結ばれています。

2点目の防災井戸の普及に向けた市町村の取組への支援についてお答えします。

本県は、全国的に見ても、生活用水等の地下水への依存度が高く、特に、熊本市を中心とした熊本地域は、良質で豊富な地下水に恵まれ、様々な場所で災害に備えた井戸の設置が可能であると考えます。

一方で、国は、能登半島地震で長期間断水した教訓を踏まえ、本年3月に、災害時地下水利用ガイドラインを策定いたしました。

このガイドラインは、市町村が災害用井戸や湧水の活用に向けた取組に着手する際の手順等を示すもので、市町村においては、ガイドラインを参考に、井戸の新設や湧水の活用など、災害時の生活用水の確保について検討されていくものと認識しています。

県としても、引き続き、災害時に提供が可能な井戸の情報を市町村に提供するとともに、設置を検討している市町村に対し、適地であるか判断するために必要なデータを提供するなど、市町村における防災井戸の整備等が円滑に進むよう、必要な支援を行ってまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 防災井戸の整備状況について、県から報告いただきました。

防災井戸については、平成29年9月に西岡議員が、令和元年9月に大平議員が質問されており、令和元年時点で市町村整備の井戸が45本、民間整備のものが12本ということでしたので、この6年で、市町村整備の井戸が22本、民間整備のものが25本増加したことになります。

県として、民間の井戸の情報を市町村に提供する取組を行っているとの報告がありました。それでは、災害時に生活用水を利用できない空白地域を把握はされているのでしょうか。

私がこの問題に危機感を持ったのは、昨年夏に能登半島の志賀町や輪島市に災害支援と視察に行ったことがきっかけです。

能登半島地震においては、一時11万戸が断水し、上水道の復旧まで5か月がかかりました。本年1月時点で、いまだ上水道の復旧のめどが立っていない住宅も490戸あるそうです。

志賀町では、県道とその沿線の干拓地域が広範囲の液状化に見舞われ、当初、大型の重機が入ることができませんでした。また、それと同時に、志賀町から輪島市にかけては海岸が隆起し、唯一の国道の

通行止めとともに、海からの資材の搬入が不可能な状況が発生しました。

私が行った8月は、メインの上水道設備は復旧していましたが、住宅の復旧はまだまだ進んでおらず、公費解体も手つかずで、輪島市にボランティアに行くにも、生活インフラが確保できる地域から片道2時間以上かけて往復する必要がありました。

また、半年近く生活用水が確保できない状態が続いたため、住民の方々がお住まいの地域から遠く離れた場所に避難せざるを得ず、人口流出が加速してしまいました。

輪島市においては、令和5年4月時点の人口2万3,575人が、現在2万人を割り込むなど、非常に厳しい状況にあります。

熊本においても、干拓地や半島型の地形、離島が多く、主要幹線道路や生活インフラに崖崩れや液状化による被害が発生した場合、断水が長期化しかねないと考えます。

県としても、災害時の生活用水の復旧までのシミュレーションを行い、市町村の生活用水確保対策に積極的に関わる必要があると思います。

最後に、新型コロナワクチンの有効性と新型インフルエンザ等対策行動計画改定について質問させていただきます。

令和2年1月の国内初確認以来、世界中で猛威を振るい、我々の生活や経済に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症。感染症上の区分が、令和5年5月8日に2類相当から5類に変更され、2年4か月が過ぎました。

県内の令和5年5月7日までの新型コロナウイルス感染者数は53万7,716人、それに対し、死者数は1,317人とされており、現在も県内で週に数百人の感染が報告され、医療機関や高齢者施設においては、いまだに感染抑止に苦心されています。

改めて、感染されて亡くなられた方々に対する哀悼と医療従事者の方々への感謝を伝えたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症対策においては、ソーシャルディスタンスの徹底のためのリモートワークや、学校や保育施設でのグループ活動の制限、人類史上初となるRNAワクチンの集団接種など、大きな困難が幾つもありました。

特に、ワクチン後遺症に対しては、SNSをはじめとして様々な情報が飛び交いました。

ここでスクリーンを御覧ください。(資料を示す)

これは、本県における新型コロナワクチン特例臨時接種により副反応疑いがあったとして報告された件数です。

これを見ると、特例接種によるワクチン接種回数630万742回に対し、本県に情報提供のあった後遺症患者数は587名、うち死亡者数26名、障害が残った方5名、以下、資料のとおりとなっております。

本来、一人の死者も出したくはないところですが、新型コロナウイルス感染症の死亡率0.24%に対し、ワクチン接種後遺症による死亡率は0.0004%と、ワクチン接種により今回のパンデミックによる死者がある程度抑えられたことは事実だと思います。

現在、熊本県は、新たなパンデミックに対応するため、熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画を改定されましたが、新型コロナウイルス感染症対策の課題を踏まえたものであると聞いています。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の有効性についての認識と、それを踏まえ、今回改定した熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画改定のポイントを健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) まず、1点目の新型コロナワクチンの有効性についてお答えします。

ワクチン接種は、予防接種法に基づき、国がその有効性及び安全性を確認しており、新型コロナワクチンについては、入院や死亡等の重症化を予防する効果が認められたなどの研究報告を公表しています。

一方で、一定程度の副反応が起きることは避けられないため、国は、医療機関に対し、副反応に関する報告を求め、専門家による評価を行い、安全性などを継続して検証しています。

また、障害が残るような健康被害が生じた場合は、ワクチンが原因であることを否定できない場合も含めて、広く国が予防接種と健康被害の因果関係を認定し、救済する制度が設けられています。

このように、法に基づく制度の下で行われるワクチンの接種は、感染症の発生や蔓延予防の観点から、有効なものと認識しています。あわせて、県民の皆様に、重症化予防等の効果と副反応のリスクについて正しく理解いただくことも重要だと考えています。

引き続き、国や市町村と連携し、ワクチンの効果やリスク、救済制度等について、県のホームページやSNS等を活用し、県民の皆様へ周知してまいります。

次に、2点目の熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定のポイントについてお答えします。

県では、新たな感染症危機への基本的な方針等を定めた本計画について、新型コロナウイルスへの対応における課題を踏まえ、本年3月に全面的に改定いたしました。

今回の改定のポイントとして、感染症危機に迅速かつ的確な対応が図られるよう、関係機関との役割分担の整理や実践的な訓練の実施など、特に平時の備えに係る取組を具体化しています。

その中で、ワクチンについては、新たに重要項目の一つに追加し、平時から、接種に携わる医療従事者、適切な接種会場、資材の確保等を含む接種体制が確保できるよう、必要な準備や訓練を行うこととしています。

国において、新たな感染症危機に備え、ワクチンの研究開発や製造等の体制整備が進められる中で、県としては、市町村や医療関係団体等と連携し、ワクチンを必要とされる方が迅速に接種できる体制の構築を進めてまいります。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君 私も、今回初めて本県における新型コロナワクチンの副反応疑いの報告状況を見させていただきました。

ワクチン接種により重篤化や命を失うリスクを回避する効果を評価した上で、死亡者数が26名、重い症状の方が167名いらっしゃることは、真摯に受け止めるべきだと思います。

また、ここには示されておりませんが、新型コロナワクチン感染症及びコロナワクチン接種による死者は、高齢者、基礎疾患をお持ちの方に集中している半面、ワクチン接種副反応疑いによる入院患者は、全ての世代に分布しているようです。

熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画においては、コロナワクチン接種による副反応のデータも、今後のワクチン接種の優先順位の決め方に役立てるべきだと思います。県内の患者さんや医療関係者の声をしっかりと国に上げていただきたい。

特に、新型コロナやインフルエンザの症状緩和においても、せき止めや解熱剤が有効であることは分かっています。計画にある抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に加え、せき止めや解熱剤の感染症用医薬品としての評価の見直しや平時からの備蓄の確保など、現場からの声を国に届けていただくことを要望し、最後の質問を終わらせていただきます。

さて、本日、私の父も傍聴に来てもらっております。

○議長(高野洋介君) 残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

○堤泰之君(続) はい。父は、昭和22年、まさに団塊世代の生まれです。昭和22年に生まれた子供の数は約267万人です。私や木村知事が生まれた昭和49年に生まれた子供の数は198万人、そして昨年生まれた子供の数は68万人です。父のときの約4分の1です。

現在の子供たちが大人になったとき、父や我々の世代の3倍、4倍の社会を支える負担がかかることになります。こどもまんなか熊本の実現と子供たちが幸せに生きる未来のために何をなすべきか、これからは私も県とともに真摯に追求してまいります。

本日は、御清聴ありがとうございました。(拍手)